

認定鳥獣捕獲等事業者（**夜間銃猟を含む**）の 認定を受けるための主な要件

※赤字が、夜間銃猟を含む認定を受ける場合に必要な追加対応

(1)実績

- 法人としての捕獲等の実績（過去3年以内、対象とする鳥獣・猟法で適切に実施）

(2)安全管理規程の整備

- 緊急連絡体制、猟具の点検・取扱・保管の方法、定期的な射撃練習の計画（毎年2回以上）、従事者の心身の健康状態の把握方法を記載すること
- **夜間銃猟の実施に係る安全管理規程**

(3)事業管理責任者の要件

- 安全管理体制の確保、捕獲従事者の研修の実施に関する責任者
- 認定を受けようとする法人との雇用関係
- 狩猟免許の取得、安全管理講習・技能知識講習の修了、救急救命講習の受講
- **夜間銃猟安全管理講習の修了**

(4)捕獲従事者の要件

- シカ・イノシシ等の銃猟は原則10人以上（それ以外は、猟法ごとに原則4人以上）
- 狩猟免許・銃所持許可（銃による場合）の取得
- 安全管理講習・技能知識講習の修了

安全管理講習	5時間以上
--------	-------

技能知識講習	5時間以上
--------	-------

- 救急救命講習の受講（捕獲従事者の半数以上）
- 損害賠償保険への加入（賠償額：銃猟1億円、わな・網猟3,000万円以上）

(4')夜間銃猟をする捕獲従事者の追加要件

- **夜間銃猟安全管理講習（5時間以上）の修了**
- **夜間銃猟の安全確保の技能**
 - ①射撃技術
 - ②捕獲実績
 - ③人格識見

(5)研修計画の作成